

平成15年6月13日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成15年6月13日
開会 13時00分 閉会 13時55分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 古川 稔 副委員長 乾 邦広
委員 野原恵子 佐々木芳男 芳滝 仁 伊東昭雄 瀬瀬太郎
議長 本保証喜
- 4 傍聴者
中橋友子 豊島善江 中野敏勝 堀川貴庸 小田良一
- 5 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 6 審査事件
 - ① 陳情第2号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
 - ② 陳情第3号、「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
 - ③ その他、閉会中の継続調査（所管事務）及び道外研修について
- 7 審査結果
 - ① 陳情第2号、～ 「採択」と決した。
 - ② 陳情第3号、～ 「継続審査」と決した。
- 8 審査内容
(下記のとおり)

◇ 審査内容

(13:00 開会)

○委員長(古川 稔) 只今から、総務文教常任委員会を開催いたします。本日の議案は、付託されました陳情の審査であります。最初に、陳情第2号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情について審査に入りたいと思います。これに対しまして質疑などありましたらお受けしたいと思いますが。

○委員(佐々木芳男) この30人以下学級の問題と義務教育費国庫負担につきましては過去、当委員会ではおそらく3回ほど審議されて採択されている問題だと思います。この文書中身を読んで見ますとですね前回提出された内容と大きく変わっているところは無いなと云う感じをいたします、特に陳情項目の4点につきましては前回とまったく同じような内容ですのでここで論議が必要かどうかというのが疑問なんで皆さんに諮って頂ければいいのかなと、もし論議がないとすればこの願意については宜しいのではないかなという感じをいたしますので、論議する用意があるかどうかお聞きおしたいと思います。

○委員長(古川 稔) 只今佐々木委員からお話ありましたように、この30人学級の問題は過去3回にわたって提出され採択されてきているということでございますが、この場で論議が必要でしょうか、如何ですか。

○委員(野原恵子) 今回個々の委員が変わってメンバーが一新されたことから論議は必要ではないかと思うんですが、如何でしょうか。

○委員長(古川 稔) 只今論議が必要とのご意見が出ましたが、宜しいですか。

○委員(瀬瀬太郎) 私も、その辺のこと同感だと思います。それで先程、佐々木委員が前回同様の内容と云う中でですね、4年間の間に数回同じようなものが出されて同じメンバーの中、また今回改選期にあたって新しい人がこの委員会の構成メンバーに加わったといった中で、当然論議内容などはさほど変わらないと思いますが、やはり論議を交わした中でその是非を問いただしたほうが、委員会としてはいいんでなからうかと思えます。

○委員長(古川 稔) 瀬瀬委員からも論議を重ねたほうが良いのではないかと云うことなのですが、論議の必要性についてお諮りいたしますが、如何でしょうか。

○委員(伊東昭雄) 質疑から入ったほうが良いと思う。

○委員(乾 邦廣) 私も質疑から入った方が良いかと思えます。

○委員長(古川 稔) 質疑から入ったほうが云いというご意見が多いようですので質疑に入らせていただきます。先ほど佐々木委員からも出ておりましたが、その他にありましたらお願い致します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑がないようですので、次に討論に入らさせていただきますが、宜しいですか。

(「はい」の声)

それでは、本陳情に対する反対の討論から。

なければ、賛成の討論を。

○委員(佐々木芳男) 反対の討論がなかったわけですね、中身は分かりませんがおそら

く賛成の方が殆どなのかなというふうに推察するわけですが、従ってここで討論を省略して採決にはいってもいいのではないかと云う感じがするわけですが、如何でしょうか。

○委員長（古川 稔） 分かりました。他にありますか。

○委員（野原恵子） 過去3回陳情がとおったということなんですが、今そのときよりもっと経済状況ですとか環境が変わってきていますね、国のほうも教育予算なんか2割削減していくというような方向を打ち出ししているようなんですけれど、そういうことを考えますとやはりここに出されている4項目というのは保護者・そこに通学している子供たちですとか教職員ですとかにとっては本当に大きな問題だということではより一層この陳情書が正しく国に上げていくことの必要を感じております。

○委員長（古川 稔） 賛成討論がありました、それで反対討論の方がおられませんので、この辺で打ち切って採決に移らしていただいて宜しいですか。

（ 「はい」の声 ）

○委員長（古川 稔） それでは、採択することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

（ 全委員「挙手」 ）

○委員長（古川 稔） 陳情第2号「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情は、採択と決定いたしました。

○委員長（古川 稔） 次に、陳情第3号、「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情の審査の入りますが、審査に入ります前に、皆さん方に資料を配布させていただきます。

教育基本法の教育振興基本計画についてという資料をお手元にまわしてありますので、暫時休憩をいたしまして目を通していただきたいと思います。

（休憩 13：10～13：17）

○委員長（古川 稔） 休憩前に戻りまして再開いたします。政府でも現在いろいろともまれている問題でもあり非常に難問であります、それでは質疑のほうから入りたいと思います。

○委員（瀨瀨太郎） 現行の教育基本法が制定された部分の中では、今から56年前に現行法が制定されたという経緯があるように、ちょっと調べてきたわけですが、今から56年という相当古い基本法であって、やはりここでいう中央教育審議会が一つの改正案として今の時代に即応した、この教育基本法を改正しようと言う、この審議会を作った中でやろうとしているといった中でですね、まさにこの資料の中の新しい時代にふさわしい教育基本法といったような中身、説明受けて全部が全部のみ込んではいないんですけれど私はそういった56年も経った中の現行法から、やはりもう今の時代に即応した新しい教育基本法に変えたほうがいいんでなかろうかと思っております。

○委員（野原恵子） 瀨瀨委員から、今の時代に即応した基本法に変えたほうがいいんでないかというご意見だったんですが、今の時代に即応したというのは何処を指して今の時代、教育にかかわる、基本法に係わる中身として、どの部分が今の時代に即応して変えていったらいいというふうに考えているのかなと、そこが一つ疑問に思います。

○委員（瀨瀨太郎） 今やはりいろんな観点の中で、新学習要領ということで週5日制になったというようなこと、また少子化という中でそう云ったことを鑑みて新教育基本法と

いうものが改正されるという内容も、これ多少織り込んだ中身だというふうに感じております。

○委員（佐々木芳男） この問題は極めて奥深い問題だと思います。法を変えるということですから、そこにははっきりとした根拠がなければならないと、特に教育基本法そのものはやはり憲法に添った中でつくられたものだというふうに思います。そういった中で今何故この教育改革をしなければならないのかというあたりが非常に不明瞭なところが有るのではないかと、個人的にです。で今瀬瀬委員から言われたように5日制だとか、教育の現場そのものがだいぶ変わってきています、来ているけれども即そのことによって基本法を変えなければならないと言うところにまで帰着するのかどうかというあたりが、非常に疑問点があるように思います。従って今何故この教育基本法の改革かというあたりが知りたいなというふうに思います。

○委員（乾 邦廣） 教育基本法、私大変難しい問題の案件だと思っておりますけれども、新聞・テレビ報道などを聞いておりますと、賛成派・反対派に分かれて議論しているようですけれども、これ改正しようとする根本のところは何でしょうかね。国を愛する何とか精神が足りないから基本を改正して新しいもんにつくりかえるとかという文言もはっているだろうし、中々これどちらが正しいのか判断に迷うとこなんです。正直な話。

○委員（佐々木芳男） 今これ見せていただいているわけですが、改正の中身うんぬんというところまで入るつもりはありませんけれども、おおざっぱに見ましてですね今の基本法と、改正の方向で大きく改正しようとしているとは何処かというふうに見てみたんですけども、第1条の教育目標と目的と第2条の教育方針のところと、それからここには今の基本法には無いんですけど家庭教育というのが新しく入ってきているという部分、その他にもいろいろ細かいところあると思いますがそこらへんが大きくなんか変えようとしているのではないかとというような感じが致します。陳情趣旨の中のだいたい6行ぐらいまでですね、現在の基本法ではこうだということがうたっているような感じがするんですけど、そこら変を見てみると、さてなんの意図でどう変えようとするのかということが中々わかりにくいし、今この目的や方針を見ると、ああそうかなと云うあたりがのぞいて来るような感じもします、そこら変もう少し皆さんと論議をしたらいいのではないかなという感じが致します。

○委員（乾 邦廣） 委員長、非常に難しい案件・話ですので暫時休憩を取って、ざっくばらんな話しをと思っておりますが、如何でしょうか。

○委員長（古川 稔） 休憩してとの意見がありますが、宜しいですか。

（ 「はい」の声 ）

それでは、暫時休憩いたします。

（ 休憩 13：28～13：37 ）

○委員長（古川 稔） 休憩前に戻りまして、再開させていただきます。

貴重な意見いろいろ出ておりますけれど、その他に有りますか。

○委員（乾 邦廣） これ大変に難しい基本法の問題ですので、もう少し勉強をさせていただき、継続審査としてはと思うんですけども。

○委員長（古川 稔） 只今、乾委員のほうから次回まで継続審査をさせていただきたいとの意見が出ましたが、如何でしょうか。会期中にもう一度審査を行うということで、宜

しいですか。

(「はい」の声)

○委員長(古川 稔) それでは、会期中の継続審査と致します。

次回の委員会開催日ではありますが、17日か20日のどちらにしたいと思います。はい、それでは20日の10時からといたします。宜しくお願ひ致します。

それでは続きまして、2のその他、閉会中の所管事務調査について、皆さん方どのような方向で調査を行うかご意見を頂きたいと思ひます。

「所管事務調査項目を決定、道外研修視察について次回の委員会(6月20日)までに考へておくことなどを協議。 閉会。」

(13:55 開会)